



この一票めっちゃ大事に
しなあかん

Kono Ippyo Meccha Daiji ni Shina Akan

「この一票 めっちゃ大事にしなあかん」は、
平成30年度 明るい選挙啓発標語コンクール
京都府選挙管理委員会委員長賞受賞作品です。

◎登場人物紹介



政樹 (マサキ)

大学1回生。ちょっと天然系男子。京都府内出身。
大学入学時から一人暮らしを始めた。大学から2,3駅離れた
場所に住み、投票所は友人たちと違う(選挙区は同じ)。



摂男 (セツオ)

大学1回生。政樹のサークルの友人で情報通。
和歌山出身。入学時から大学の近くで一人暮らし。



響子 (キョウコ)

大学3回生。政樹のサークルの先輩。しっかり者。
地元京都出身。実家から通学。



治美 (ハルミ)

響子の幼なじみ。高校卒業後、東京で働くOL。
政樹、摂男とは響子を通じて顔なじみ。
たまたま地元に戻ってきていて加わる。



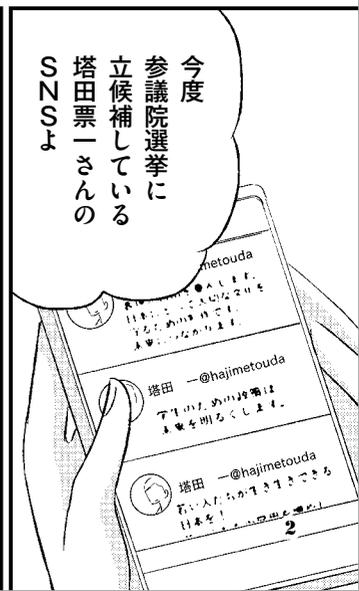
投票おたの
もうします



オレ、19歳だし
選挙権あるんだよな

あー
また選挙かあ





へえ、選挙興味なかったけど
地元をよくしてくれるなら

塔田さんに
投票しようかな

そんな安易に…
他の候補のマニフェストも
知ってるの？

マ…
マニ…？

聞いたこと
ないって顔やな

マニフェスト

当選したら
○○します！

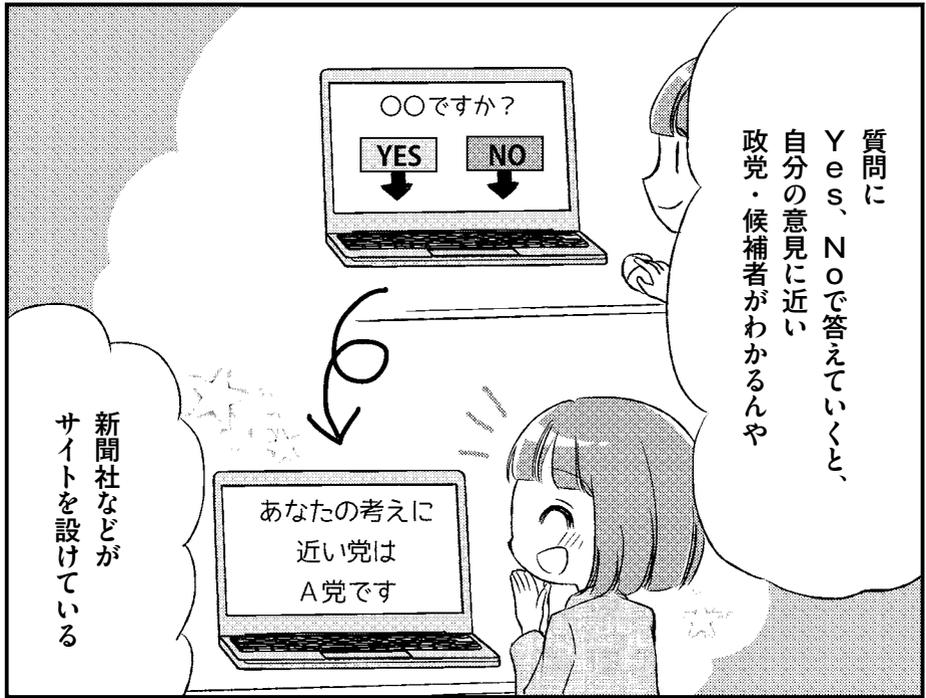
その人が当選したら
何をするのか、したいのか
みんなに向けて公表する
約束事や！

○○を
無償化

候補者を選ぶ上で
大切な情報よ

候補者を選ぶのには
ポータルマッチっていう
インターネット
サービスもあるよ

なにそれ!?



質問に
Yes、NOで答えていくと、
自分の意見に近い
政党・候補者がわかるんや

新聞社などが
サイトを設けている

あなたの考えに
近い党は
A党です

単純すぎるねん、
他の新聞やニュース、
選挙公報とかも
見なアカンやろ！

それ
いいな！

誰に投票
したらいいか
決めてくれるのか！

お前な…

そうよ

選挙
マニフェスト比較

選挙公報



そういえば
ゼミの先生にも言われたあ…

自分で調べたり
意見を聞いて
自分で結論出した…?

あー

なるほど!

自分の視点だけだと
気づかないこともあるし、
色々な情報を見て最終的に
自分で判断するのが大事!

候補者を選ぼう

- 医療や福祉、災害対策やインフラ整備など、様々な公共サービスは税金でまかなわれています。
- その使い道を決めたり、経済政策や外交政策の方針を決めたりするのが、選挙で選ばれた政治家です。
- 自分の意見に近い人や、問題意識を共有している人を見つけることが大事です。

●情報の集め方

- ・インターネット
(各議員のHPやSNSなど)
- ・新聞、ニュース
- ・政見放送
- ・公開討論会、街頭演説
- ・ポータルマッチ など

いろんな
意見を見て
自分で
考えないと
なあ





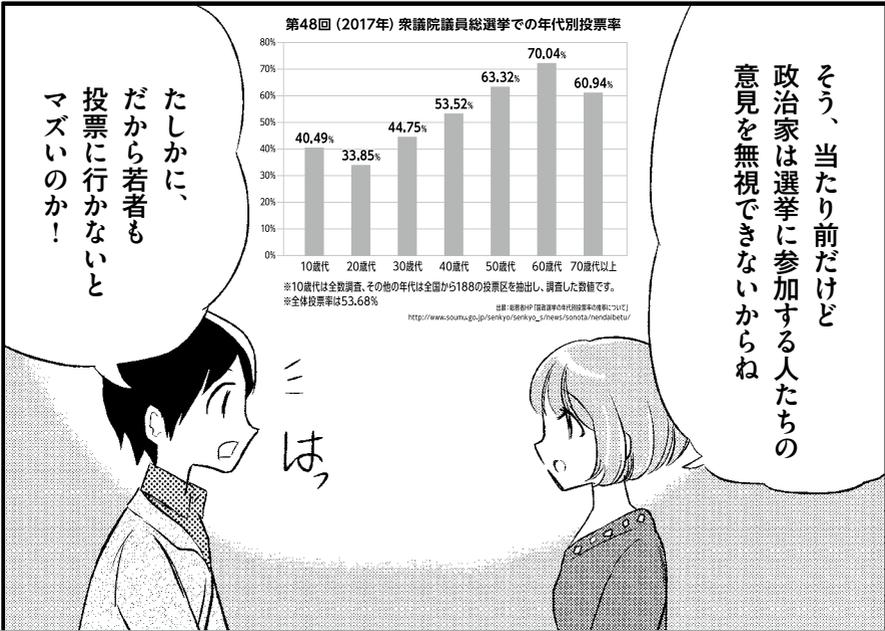
考えてみれば
生活の不安って
けっこうあるな

俺ら世代の話を
聞いてくれる候補者が
もっと増えてくれたらなあ



そりゃ候補者とすりゃ
投票に多く来てくれる人を
優先するんちゃうか？

残念ながら
若者の投票率は
高くない



そう、当たり前だけど
政治家は選挙に参加する人たちの
意見を無視できないからね

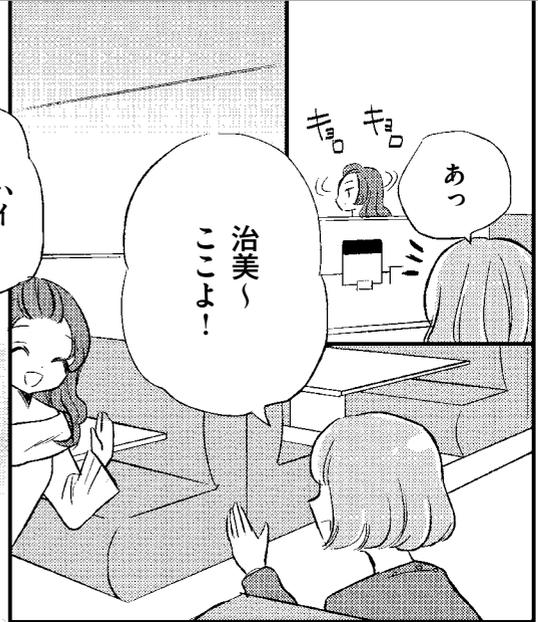
たしかに、
だから若者も
投票に行かないと
マズいのか！

三はっ



いま東京で
人気の
スイーツよ

ハイ
これ



治美
こころよ!

キョ キョ

あっ



選挙かあ、
そういえば一昨年の
衆議院選挙の時は
選挙区の新聞記事を送るから
読みなさいって
親から言われたなあ

ちょうど前月に
引越したとこ
だったな

え?



こんにちはー
また東京の話
おしえてください

OKI
で、何の
話してたの?



今度の
選挙の
話よ



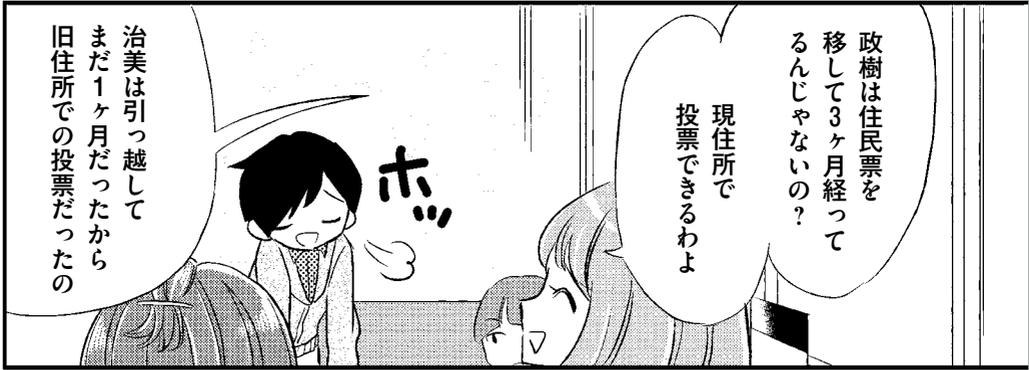
いほひとりぐらし!

じゃあ、俺も
実家で投票しなきゃ
マズいんすか!!



そうよねえ
実家で投票
するんだもん

ええ——っ!?



治美は引っ越して
まだ1ヶ月だったから
旧住所での投票だったの

ホッ

政樹は住民票を
移して3ヶ月経って
るんじゃないの?
現住所で
投票できるわよ



今いる所から
投票できる
仕組みなの

ううん
「不在者投票」よ



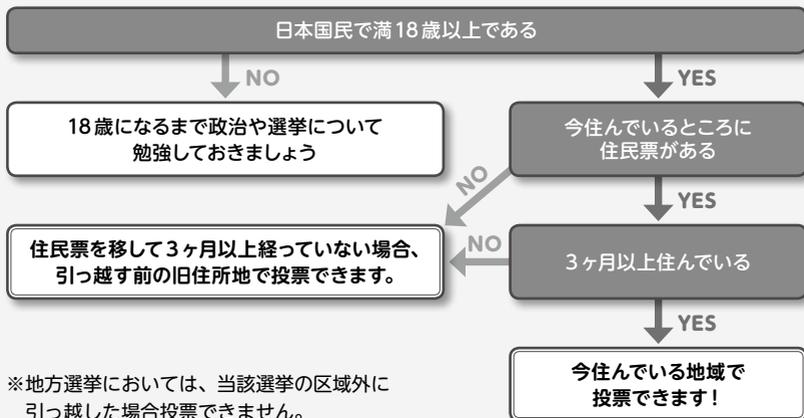
治美さん
その時は
わざわざ実家に
戻って投票を?

大ホッ



投票の要件と投票に行く場所のルール

いろいろな情報を集めて、投票する候補者を決めて、いざ投票に行こう!としても、投票にはいくつか要件があります。



※地方選挙においては、当該選挙の区域外に引越した場合投票できません。





区役所かあ

この辺やと
あそこかな



まあ
そうやね

でも
投票所は投票日とは
別の場所のことが
多いから注意やで



ショッピングセンターや
大学の中に
投票所を設置して
る所もあるんやで

みんな
それぞれの生活もあるし、
無理に予定を合わせなくても
投票できるんよ

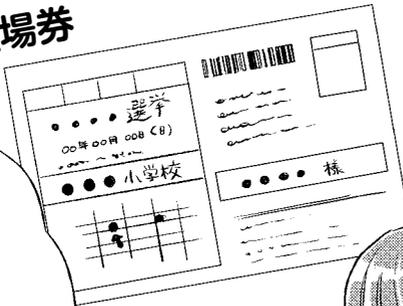


なるほどそういう
システムがないと
困る人も多いよな

うん
うん



投票所入場券



準備する持ちものは
まずはそれからや

忘れずに!

で、
投票所入場券は
絶対に忘れずに
持って行くねんで

投票時間

7:00
~
20:00

投票時間は
朝の7時から夜の8時まで
けど、閉鎖時間の繰り上げが
ないとも限らないし、
投票所入場券を確認して

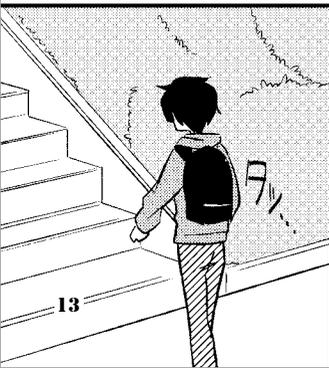
あと、
投票用紙に落書きとか
するなよ!

投票用紙に書ける候補者名は
1人だけやからな!

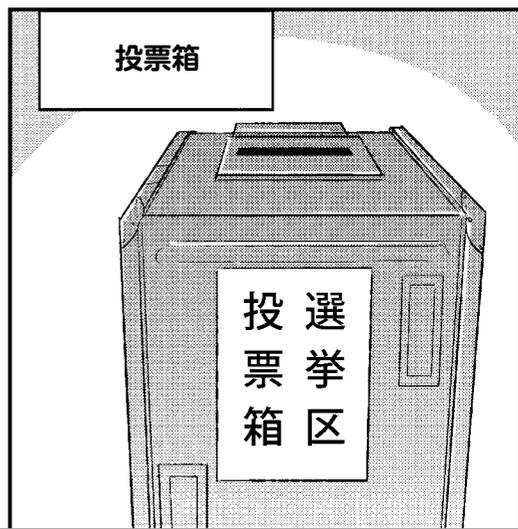


よし、
大丈夫

いける
いける
!







俺の一票は

この人に
託す!!

投票用紙

キ
キ

お疲れさま
でした

どうも!

これで
オレも

大人に一步
近づいたって
ことかな…



意外と
簡単だったな

期日前投票を活用しよう

- 立候補の受付日の翌日から、投票日の前日までは「期日前投票」ができます。
- 投票日当日に予定があって投票にいけない人は、この期間に投票しましょう。
- 投票所や投票時間は、住んでいる市区町村の選挙管理委員会のHPなどで確認できます。



そりや
たった数日で
変わらないわよ

でも、
政樹自身はどう？
少し大人になった
とか思わない？



選挙
終わったけど
あんまり
社会が変わった！って
感じはしないですねー



あ、確かに思いました
影響があったのか
わからないですけど、

自分の意見が
言えたって
言うか…

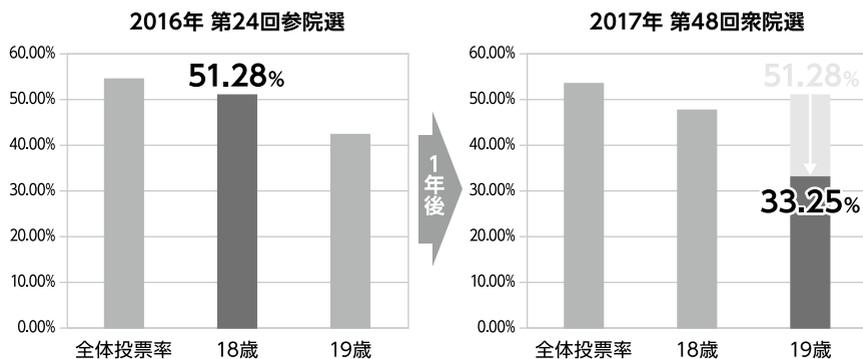


そうだね選挙って、
みんなの意見を聞いて、
これからのよりよい
社会をつくるため
大事なことからね

ですね！
オレも今回だけ
じゃなくて
毎回ちゃんと
投票します！

なぜ投票にいかないの？

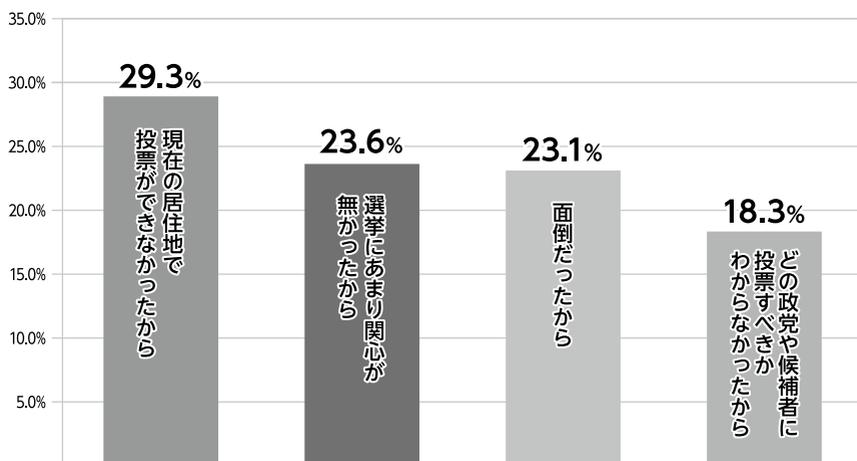
● 18歳・19歳の投票率についてこんなデータがあります。



2016年に18歳だった有権者の1年後の投票率が大きく低下しています。



● 投票に行かなかった理由を聞いてみると…



参照：明るい選挙推進協会 新有権者等若年層の参院選投票日後の意識調査

京都府内で実施される選挙

選挙の種類は、衆議院選挙、参議院選挙といった国の代表を選ぶ選挙のほかに、大きく分けて4つあります。

京都地方選挙

① 京都府知事選挙

③ 市町村長選挙

② 京都府議会議員選挙

④ 市町村議会議員選挙

京都府知事や市町村長は予算案や条例案をつくって議会に提出します。それぞれの議会で成立・制定された予算や条例を執行したり、地方税を徴収したりするのが仕事です。

京都府議会議員や市町村議会議員は地域の条例や予算を決め、よりよいまちづくり・環境作りを進めます。

有権者のルール

公正な選挙を実現するため、選挙には様々なルールが設けられています。いくつか紹介します。

- 候補者に関するウソの情報を公開することは罰則付きで禁じられています。
- 悪質な誹謗中傷行為も罰則付きで禁じられています。
- メールで選挙運動用の文書を送ることができるのは候補者や政党だけです。



出前講座について

京都府選挙管理委員会では、主に学生の皆さんを対象として、選挙出前講座を実施しています。実際の選挙の流れを体感してもらう「模擬投票授業」の他、選挙の争点でもある税金の使い道をテーマとした「租税教室」との同時開催など、幅広く展開しています。

● 当日の様子はこちら



若者選挙ネットワークについて

全国各地では、様々な活動を通して幅広い世代に投票参加を呼びかける、若者啓発グループが活動しています。総務省や(公益財団法人)明るい選挙推進協会が後援する「若者選挙ネットワーク」では、そうした全国のグループが連携をはかり、サークル感覚で活動しています。

● 詳しくは、

若者選挙ネットワーク

検索

この一票めっちゃ大事に
しなあかん



この一票 めっちゃ大事に しなあかん

2019年 3月 第1版 第1刷発行

- 発行：京都府選挙管理委員会 〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町TEL.075-414-4450/FAX.075-451-5452
- 作画：小畑亜祐美 ●編集：京都精華大学(京都国際マンガミュージアム)事業推進室

※本冊子は京都府と京都精華大学との包括協定のもとに制作しました。

※本冊子のコピー・スキャン・デジタル化などの無断複製・転載は著作権法上での例外を除き禁じられています。